

安全・安心まちづくりNews 第229号

万引きは犯罪

～10年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金～

万引きは**絶対ダメ！**って教えなきゃ！



自分で商品を
万引きする

万引きをして
逃げるのを助けた

万引きするための
見張り役

全部 犯罪！！

万引きした商品を
もらった、購入した

友達に万引きを頼んで
盗ってもらった

万引きは、『**犯罪**』です。

代金を支払わずに店を出ることだけが犯罪成立ではなく、店内でバッグやポケットに商品を入れても成立します。子どもだからとか事情があるからといって**許される行為ではありません!!**

その行為、絶対に誰かが見えています。

防犯カメラやあなた自身が記憶しています。→ **結果、こうなります。**



万引きを疑われないために

- ・会計前の商品は、エコバックに絶対入れない
- ・エコバックは会計までたたんでおく
- ・レシートを店内で捨てずに持ち帰る（購入事実を証明できる）



安全・安心まちづくり推進店舗認定制度

【お店の方へ】

店舗の自助能力を高め、万引きをされない店舗を目指してみませんか？

万引きなどの店内犯罪の抑止、迷惑行為の抑止、地域での防犯活動の推進を目指す、模範となる店舗を推進店舗として認定しています。

警察、防犯協会、防犯設備業、大学研究者の視点で店舗の環境面、従業員の教育面、地域との連携機能等を審査します。審査段階で専門家から万引きされにくい店舗に向けてのアドバイスを受け取ることができます。

お問い合わせは、香川県警察本部生活安全企画課犯罪抑止対策係へ

